

プール運営における統一した管理基準の制定を求める意見書

平成18年7月31日、ふじみ野市大井プールにおいて、流れるプールの吸水口に吸い込まれ、幼い尊い命が失われるという悲惨な事故が発生した。本市議会は、公共施設の安全確保の信頼性が著しく損なわれたことを重く受け止め、8月31日開会の第3回定例会冒頭に「大井プール事故に対する徹底した事故原因の究明と再発防止を求める決議」を行った。

ふじみ野市では、事故後直ちに全公共施設の危険個所の点検を行い、危険個所の改善等緊急対策を講じた。また、教育委員会は、ふじみ野市大井プール事故調査委員会設置要綱を制定し、外部の識者を交えた事故調査委員会を設置した。そして、10月17日開催の議員全員協議会において、市のふじみ野市大井プール事故調査委員会の報告書が提出された。そして、本市議会は、11月30日開会の第4回定例会において、ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会を設置し、調査検討を行った。

今必要なことは、二度と同じ事故を繰り返さないための再発防止策の確立と公共施設の安心・安全の信頼性を回復することである。

国の統一基準がないことが、自治体に混乱を招いている。よって、以下の項目について要望する。

要望事項

プールについての通達等は国の所管により発せられ縦割り行政で行われている。そのことが混乱を招く一因にもなっていると考えられるので、各省庁を超え、早期の統一基準の作成をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月18日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様
経済産業大臣 様